

第 2 次鶴岡市環境基本計画 改定（中間見直し）基本方針

1 改定（中間見直し）の背景

- ・鶴岡市環境基本計画は、鶴岡市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市における環境の保全・活用・継承に関し最も基本となる計画。
- ・平成 24 年 3 月に策定された第 1 次計画が、令和 3 年度に終期を迎えたことから、本市における環境に関する状況や社会情勢等の変化による新たな課題に的確に対応し、環境施策を計画的に実施するため、令和 4 年 10 月に現行の第 2 次計画が策定された。
- ・現計画の対象期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間であり、「ゼロカーボンシティへの挑戦」を計画のテーマに掲げ、各種施策に取り組んでいる。令和 8 年度は計画策定から 5 年目となるため、改定（中間見直し）を行うもの。

2 改定（中間見直し）の方向性（案）

- ・現行の「目指す環境像」と「6 つの施策の柱」の方向性を踏襲しつつ、計画策定以降の取組の進捗状況や社会経済情勢の変化、国や県、市の関連施策を踏まえ、より実効性のある取組を推進するため、計画をアップグレードする。
- ・庁内関係各課の意見を踏まえ見直しを行うことで、庁内横断的な取組となるようにする。
- ・その他、軽微な文字、文章等の修正を行う。

3 改定（中間見直し）の実施期間及び体制

（1）実施期間

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで

（2）体制

- ①鶴岡市市民部環境政策課
- ②鶴岡市関係各課
- ③鶴岡市環境審議会

鶴岡市環境基本条例第 8 条第 3 項に基づき、計画の見直し内容について意見聴取。

- ④市民等からの意見公募（パブリックコメント）

4 スケジュール

年月	内容
令和 8 年 7 月	国・県・市の関連施策整理
令和 8 年 7 月	担当者・関係各課からの意見聴取
令和 8 年 8 月～9 月	素案作成
令和 8 年 10 月 8 日	鶴岡市環境審議会における審議（1 回目）

令和 8 年 10 月～	意見を踏まえ修正
令和 9 年 2 月	鶴岡市環境審議会における審議（2 回目）
令和 9 年 2 月	パブリックコメント実施
令和 9 年 3 月	意見を踏まえ修正
令和 9 年 3 月	公表

5 主な関連施策

《国》

年月	関連施策
令和 5 年 3 月	生物多様性国家戦略 2023-2030 策定
令和 5 年 4 月	気候変動適応法改正
令和 5 年 5 月	熱中症対策実行計画策定
令和 6 年 5 月	第 6 次環境基本計画策定
令和 6 年 8 月	第 5 次循環型社会形成推進基本計画策定
令和 7 年 2 月	地球温暖化対策計画改定
令和 7 年 2 月	第 7 次エネルギー基本計画策定

《県》

年月	関連施策
令和 5 年 4 月	山形県脱炭素社会づくり条例施行
令和 6 年 7 月	山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例施行
令和 6 年 9 月	山形県エネルギー戦略見直し
令和 7 年 3 月	第 4 次山形県総合発展計画後期実施計画策定
令和 8 年 3 月	第 4 次山形県環境計画中間見直し
令和 8 年 3 月	第 3 次山形県循環型社会形成推進計画中間見直し

《市》

年月	関連施策
令和 6 年 3 月	第 2 次鶴岡市総合計画後期基本計画策定
令和 8 年 3 月	第 3 次鶴岡市地球温暖化対策実行計画中間見直し
令和 8 年 3 月	次期鶴岡市一般廃棄物処理基本計画策定